

議案第83号 調停案の受諾について

- 1 事件名 徳島地方裁判所平成28年（ノ）第11号損害賠償調停事件
- 2 当事者 原告 小松島市
被告 A
- 3 調停条項案
 - (1) 被告は、原告に対し、平成19年9月28日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債務として、2737万2291円及びうち558万円に対する平成17年9月29日から、うち58万円に対する平成18年3月31日から、うち1987万7360円に対する平成18年6月28日から、うち133万4931円に対する平成18年12月15日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、平成20年3月31日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債務として、386万6400円及びうち14万1000円に対する平成18年3月23日から、うち372万5400円に対する平成18年4月14日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
 - (3) 原告は、被告に対し、本調停成立日までに被告から18万円の仮払いを受けたことを確認し、本日、これを平成19年9月28日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債権のうち、元金を558万円とする部分の元金に充当する。
 - (4) 被告は、原告に対し、第3項による充当後の第1、2項の債務（以下「本件残債務」という。）のうち288万円を、平成29年10月から平成35年9月まで、毎月末日限り、4万円を阿波銀行小松島支店の「小松島市会計管理者」名義の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込む方法により支払う。ただし、振込に要する費用は被告の負担とし、被告は、原告が上記による弁済金を本件残債務のいずれの元本又は遅延損害金に充当しようとも、異議を述べない。
 - (5) 原告は、被告に対し、本件残債務のうち第4項により支払いを受けるべきものを除く部分について、平成35年9月末日が経過する

までその支払いを猶予する。なお、本調停成立後の遅延損害金の発生を妨げない。

- (6) 被告が原告に対する第4項の分割金の支払いを2回以上怠り、その懈怠額が8万円に達したときは、被告は、原告から何らの通知、催告なくして当然に第4、5項の期限の利益を失い、本件残債務から第4項により支払済みの額を控除した残額を直ちに支払う。
- (7) 被告は、本調停成立日以降、住所変更を行った場合には、遅滞なく新住所を原告に文書をもって通知するものとする。
- (8) 被告が第6項により期限の利益を失うことなく、かつ、第7項の通知義務を怠ることなく、平成35年9月末日までに第4項の分割金を完済したときは、原告は、被告に対し、本件残債務のうち未弁済の部分の支払義務を免除する。
- (9) 原告は、本案におけるその余の請求を放棄する。
- (10) 原告と被告とは、原告と被告との間には、第1、2項の債務に関し、この調停条項に定めるほか、何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- (11) 調停費用及び本案の訴訟費用は各自の負担とする。

事件の概要（参考）

(1) 損害の発生

被告は、本市産業建設部競輪局次長として在職中、遅くとも平成18年6月28日までに競輪開催に係る精算金19,877,360円（以下「亡失金」という。）を亡失させた。

また、被告は、平成16年9月21日から平成18年4月14日までの間に合計13,026,400円（以下「横領金」という。）を横領した。なお、うち2,000,000円については返済を受けた。

(2) 本市の対応

平成19年9月28日及び平成20年3月31日、本市は、被告に対し、地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第3項に基づき、亡失金、横領金及び遅延損害金（以下、「本件賠償金」という。）について損害賠償を命じた。

支払期限を経過しても被告より本件賠償金の支払いがなかったため、平成23年2月1日、本市は、被告に対し、法第231条の3第1項に基づき本件賠償金を支払うよう督促した。

平成28年1月25日、支払期限を経過しても本件賠償金の支払いがなかったため、本市は、被告に対し、法第236条第3項に基づき準用される民法第153条に基づき本件賠償金を支払うよう催告した。

(3) 訴えの提起

上記催告の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いがなかったため、平成28年3月定例会議において議会の議決承認を得たうえ、平成28年3月31日に徳島地方裁判所に損害賠償請求の訴え（平成28年（ワ）第110号損害賠償請求事件）を提起した。

(4) 付調停及び調停案の提示

当該訴訟の係属中に、裁判官より職権による付調停の提案があり、平成28年11月8日、当該訴訟を調停（平成28年（ノ）第11号損害賠償調停事件）に付することが決定された。

平成28年11月30日から調停を開始し、平成29年8月8日、調停委員会から調停条項案の提示があった。